

いわて県民応援プレミアムポイント  
還元事業運営業務

企画提案審査要領

令和 4 年 6 月  
岩 手 県

この審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて県民応援プレミアムポイント還元事業運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、以下に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査項目、審査観点及び配点

| 審査項目                    | 審査観点   | 配点 |    |
|-------------------------|--|----|----|
| (1) 目的適合性、業務理解度・取組意欲    | 事業目的に合致し、仕様書の内容に沿った具体的かつ実現性の高い提案となっているか。                   | 5  | 10 |
|                         | 業務趣旨を理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。                     | 5  |    |
| (2) 対象店舗の選定、決済及びポイント還元  | 対象キャッシュレス決済事業者の、利用可能店舗数や利用者数などの観点から、多くの事業者や利用者等の参加が見込まれるか。 | 10 | 30 |
|                         | 対象店舗の選定やポイント還元の進捗管理に当たって、対象キャッシュレス決済事業者と連携した十分な体制がとれているか。  | 10 |    |
|                         | 事業者の参加促進のため、効果的な手法が提案されているか。                               | 10 |    |
| (3) 事業の広報               | より多くの事業者が参加し、利用促進に繋がるような、わかりやすく効果的な広報手法となっているか。            | 5  | 10 |
|                         | キャッシュレス決済に不慣れな利用者にもわかりやすく利用方法を周知するなど、利用者に配慮した広報手法となっているか。  | 5  |    |
| (4) 問合せ対応               | 事業者や利用者等からの問合せに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか。                 | 5  | 5  |
| (5) 見積書                 | 積算単価や数量が妥当なものであり、提案業務内容と整合性はとれているか。                        | 5  | 5  |
| (6) 事業効果を高めるための方策(自由提案) | 仕様書の項目で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が効果的かつ実現可能性はあるか。    | 20 | 20 |

|            |   |     |    |
|------------|---|-----|----|
| (7) 業務遂行能力 | 本業務の実施に当たり、必要な知識と経験を有する担当者が適切に配置され、提案内容を確実に効果的・効率的に履行できる組織体制であるか。 | 5   | 20 |
|            | ポイント還元実績が、ポイント還元原資の予算額を超過することのないような対応策を有しているか。                    | 10  |    |
|            | 類似の業務実績から、提案内容を確実に履行できる能力を有し、また良好な運営が期待できるか。                      | 5   |    |
| 合計         |   | 100 |    |

### 3 審査方法

- (1) 審査は、発注者による委員会において、参加申込者から提出された企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、2の審査項目及び配点により評価を行う。
- (2) (1)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、最高位の1者を県に報告する。なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 選定委員会による審査終了後、各参加申込者に対し選定結果を通知する。なお、審査経過に関する質問には回答しない。